

越農振第353号  
令和8年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越谷市

市町村名 (市町村コード)	越谷市 (11222)
地域名 (地域内農業集落名)	荻島・出羽地区(西新井・北後谷 集積事業地内) (立野、西前、北前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月20日 (第10回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

水田としての利用割合が高い地区であり、同地区において農地中間管理事業を活用し、農地利用集積事業を実施している。事業地内の担い手は確保されているものの、高齢者もいることから、5年後、10年後には担い手の再配分の可能性もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

既にほ場の区画拡大等の基盤整備を完了しており、農地中間管理機構の活用や、作業効率性の向上・営農環境の改善を進め、担い手への農用地の集積・集約化を図ることにより、優良農地の保全・有効活用を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

地域での話し合いに基づき、地域外を含めた担い手への農用地の集積・集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農用地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を積極的に活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場の区画拡大など、農業を継続できる環境を整えるための基盤整備を実施済みである。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や農業委員会、JA等の関係機関が連携し、認定農業者等の担い手に対し、営農環境の改善や相談対応などのサポートを行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】